

2 監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のように公表する。

令和2年2月7日

愛知県監査委員	篠田信示
同	川上明彦
同	山内和雄
同	森下利久
同	坂田憲治

1 監査の種別

随時監査

2 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する事項

3 監査の概要

(1) 監査の目的

会計事務が法令等に基づいて日々適正に処理されているかなどについて、監査を実施する。

(2) 監査の実施方法

事前通告を行わず、抜き打ちで監査実施機関に赴き、財務に関する事務の執行を対象に、現物や現場を確認し、会計書類の内容を確認するとともに、関係職員から聴き取りを行う。

(3) 監査実施日及び監査実施機関

監査実施日	監査実施機関
令和元年11月27日	教育委員会 千種聾学校
	警察本部 北警察署
令和元年12月2日	建設局 西三河建設事務所
令和元年12月24日	総務局 東尾張県税事務所

4 監査の結果

注意改善を必要とする事項はなかった。